

議第百五号

岐阜県建築基準条例の一部を改正する条例について

岐阜県建築基準条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成三十年九月二十日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県建築基準条例の一部を改正する条例

岐阜県建築基準条例（平成八年岐阜県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十三条第二項」を「第四十三条第三項」に改める。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第二十九条の二中「第四十三条第二項」を「第四十三条第三項」に改める。

第二十九条の三（見出しを含む。）中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改める。

第三十一条第一項中「第九条」を「第八条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 説 明

建築基準法の一部改正に鑑み、木造建築物等である特殊建築物の外壁及び軒裏に係る防火基準の特例を廃止するため、この条例を定めようとする。